

リストの見直しに係る作業方針について（案）

1. 掲載種に係る評価基準及びカテゴリ区分について

現行リストとの連続性を確保するため、現行リスト作成時の評価基準及びカテゴリ区分を引き続き採用したい。なお、カテゴリ区分については、P2 記載の【参考 1】に留意したい。

2. リスト見直しの作業手順について

現行リスト作成時の作業手順も踏まえつつ、以下、1)～4)のとおり進めたい。

1) リスト加除候補種のリスト作成（事務局による作業）

リストから追加・削除する種の候補について、現行リスト作成後、新たに国内外で以下のとおり整理された種を中心に抽出する。

①特定外来生物に指定された種（例：ツヤハダゴマダラカミキリ）

②国内で確認・定着された種（例：コウライオヤニラミ）

※国内由来外来種に係る情報収集に当たっては、都道府県・市町村が作成した条例やリストも参照。

③国際機関等が作成したリストに加除された種（例：イエスズメ）

※現行リスト作成時、「掲載種の候補には上がったものの、議論の結果、非掲載となった種」についても、新規の情報等がある場合は候補とする。

2) 候補種の再評価（検討会による作業）

検討会において、1)で整理した候補種について、1. の評価基準に従ってリストへの掲載適否（リスト掲載する種については、カテゴリ区分含めて）を判断する。

3) 現行リストから継続して掲載する種の情報の見直し（事務局・検討会による作業）

現行リストから継続して掲載する種について定着段階等の情報を更新し、カテゴリ区分に関する見直しを行う。

4) その他付加情報の整理（事務局・検討会による作業）

適宜、「特に問題となる地域・環境」等の情報に関しても追加・修正を行う。

【参考1】外来種被害防止行動計画との関連性について

愛知目標の達成に資するため作成された「外来種被害防止行動計画」については、2023年度から2024年度にかけて見直し作業を行うこととなっている。2023年10月12日（木）に開催した「令和5年度 第1回 外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会」において、同計画の見直し後の目標として、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」及び「生物多様性国家戦略2023-2030」の達成を通じた、2030年ネイチャーポジティブへの貢献に向け、国及び地域を対象に、以下2つの観点から取組を推進する旨が決定した。

現行行動計画において、現行リストは「本計画で示す外来種対策を実施していくに当たっての基礎資料」とされており、リスト掲載種について、そのカテゴリ区分に応じて、外来種対策に係る各主体が取るべき行動が行動計画において示されているという関係性にあった。しかし、見直し後の行動計画においては、リストの区分に応じた達成目標が設定される見込みである。そのため、当該目標の達成のためには、リスト掲載種の整理及びカテゴリ区分に対して取るべき行動の細分化と明示・周知がより肝要なものとなる。

とりわけ、2023年9月にIPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）より公表された「侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価報告書 政策決定者向け要約」において、侵略的外来種の管理手法のうち、最も費用対効果の高いものは、「侵入予防及び早期対応の体制整備」であるとされていることも踏まえ、域内への侵入が確認されているが定着段階には至っていない「その他の侵略的外来種」及び「総合対策外来種」のうち定着初期の種については、カテゴリ区分と連動した、より具体的な取るべき行動を提示する必要がある。

▼「令和5年度 第1回 外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会」（2023年10月12日（木）開催）資料抜粋

①新たな侵略的外来種の導入予防

対策優先度の高い侵略的外来種については域内への導入及び定着の防止を、その他の侵略的外来種については導入率及び定着率の50%以上削減を達成する。

ここで言う「対策優先度の高い侵略的外来種」及び「その他の侵略的外来種」とは、国または地域で作成する「生態系被害防止外来種リスト」（以下、「リスト」と言う。）の「定着予防外来種」のうち、それぞれ「侵入予防外来種」、「その他の定着予防外来種」に該当する種とする。

②導入した侵略的外来種の防除

侵略的外来種について、それぞれ外来種による被害の深刻度及び導入した地域の生物多様性保全上の重要度から総合的に勘案し防除の優先度を設定する。更に防除の実行可能性も加味し、根絶、影響防止、影響軽減、影響管理のいずれかを達成する。

ここで言う「被害の深刻度が高い外来種」とは、国または地域で作成するリストの「総合対策外来種」のうち、「緊急対策外来種」または「重点対策外来種」のいずれかに該当する種とする。国における防除の優先度に関しては、外来生物法に基づき指定された特定外来生物をより優先するが、地域における防除の優先度に関しては、必ずしも特定外来生物の指定状況には拠らないものとする。また、「防除の実現可能性の高い種」とは、「防除の実現可能性の高い種」：国または地域で作成する「生態系被害防止外来種リスト」のカテゴリ区分における「総合対策外来種」のうち「緊急対策外来種」に該当する種とする。

※「生物多様性保全上重要な地域」とは、法令や制度等に基づく、陸域及び内陸水域の保護地域（自然公園、自然海浜保全地区等）とする。

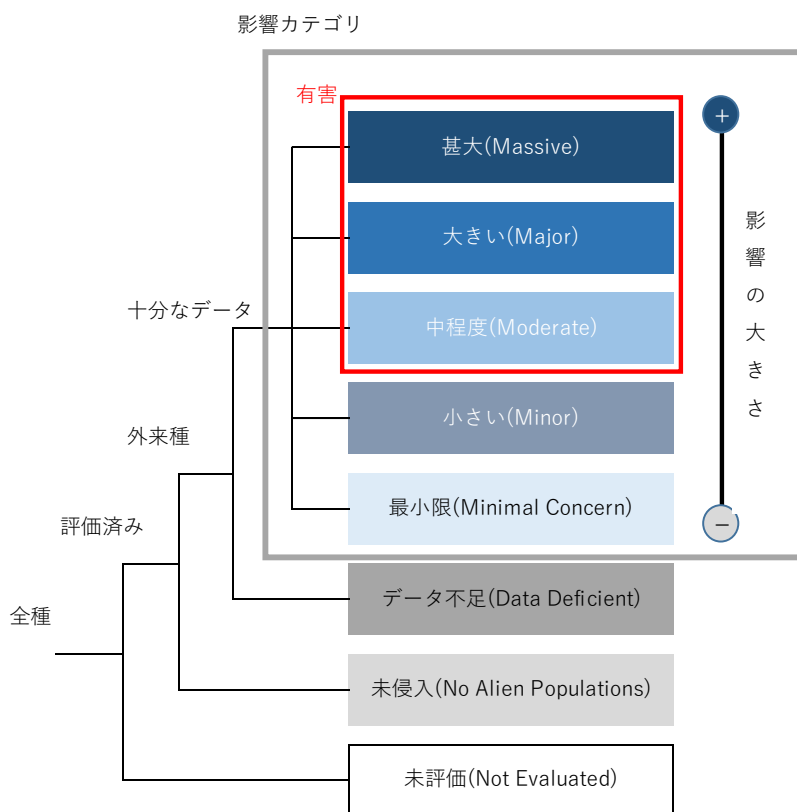
※生態系被害防止外来種リストについては、「特定外来生物被害防止基本方針」（2022年9月閣議決定）において、「特定外来生物に指定されていない外来生物や国内由来の外来種等も含めて、我が国の生態系、人の生命・身体若しくは農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがある外来種について、こうした情報を収集・整理したリスト（以下「生態系被害防止外来種リスト」という。）を作成する。この生態系被害防止外来種リストの作成・発信を通して、国民に対して外来種の適切な取扱いを呼びかけるとともに、各主体の防除の取組を推進し、防除手法や侵入経路管理手法等に係る研究を後押しするなど、総合的な外来種対策を進める。また、生態系被害防止外来種リストを参考としつつ、既存制度での対応状況及び本法における指定効果を勘案し、特定外来生物を指定する」とされており、国が「我が国における外来種対策を総合的に推進する」ために行動計画と併せて作成するものと整理されている。

【参考2】 現行リスト作成後の国際的な動きについて

現行リストのカテゴリ区分は、外来種による生態系等への影響のみならず、侵入・定着状況及び防除手法の有無等を加味した防除の実現可能性も鑑み、外来種対策の優先度及び種毎の取るべき対策を明確に示すことを意識して設定されたものである。

現行リスト作成後の2020年2月、国際自然保護連盟（IUCN）が、外来種の侵入地域における環境への悪影響の大きさから分類する”Environmental Impact Classification for Alien Taxa”（EICAT）カテゴリ区分と基準（バージョン3.3）を作成・公表した。当カテゴリ区分は、外来種のリスク評価及び優先度の設定に必要な、外来種の生物学的、生態学的情報や侵入経路に関する情報等まで加味したものではなく、そのため、優先順位付けに役立つものではあるが、これ単独で対策の優先度を設定することは不適とされている。

▼EICAT のカテゴリ区分について



EICATカテゴリの判定基準

	甚大(Massive)	大きい(Major)	中程度(Moderate)	小さい(Minor)	最小限(Minimal Concern)
基準	少なくとも1種の在来種の地域的な絶滅を引き起こす。外来種が排除されても在来種が再度繁殖することは無い。	少なくとも1種の在来種の地域的または小地域的な絶滅を引き起こす。(外来種が排除されれば種は回復する。)	少なくとも1種の在来種の個体数が減少するが、地域的な絶滅は生じない。	在来種の個体数の減少は伴わないが、生態に悪影響(成長、繁殖、免疫などの低下)を及ぼす。	在来種の生態にはほとんど影響を及ぼさない(無視できるレベル)。
例(1) 競争	競争により、1種あるいは数種の在来種が入れ替わるか局所的に絶滅する。外来種が排除されても元には戻らない。	競争により、少なくとも1種の在来種の地域個体群が絶滅するが、外来種が排除されれば回復する。	競争により、少なくとも1種の在来種の個体数が減少しているが、地域的な絶滅は生じていない。	競争による個体数の減少は起きないが、生態に悪影響(成長、繁殖、免疫などの低下)を及ぼす。	競争はごくわずかであり、在来種の生態にも影響は及ぼさない。
例(2) 捕食	捕食により、1種あるいは数種の在来種が局所的に絶滅する。外来種が排除されても元には戻らない。	捕食により、少なくとも1種の在来種の地域個体群が絶滅する。外来種が排除されれば、在来種は回復する。	捕食により、少なくとも1種の在来種の個体数が減少しているが、地域的な絶滅は生じていない。	外来種は在来種を捕食するが、在来種の個体数の減少にはつながらない。	該当なし (在来種の捕食の影響は最低でMNランク)
例(3) 交雑	交雑により、少なくとも1つの在来種の地域個体群が失われる。外来種や雑種が排除されても元には戻らない。	交雑により、少なくとも1つの在来種の小個体群が失われる。外来種や雑種が排除されれば在来種は回復する。	在来種との交雑が野生下で定期的に観察される。少なくとも1つの在来種の個体数が局所的に減少しているが、種は存続している。	在来種との交雑は野生下で観察されるが、稀。	野生下での交雑は確認されないが、飼育下では交雑が可能。
例(4) 病気	在来種に病気が伝染し、少なくとも一つの在来種が局所的に絶滅する。外来種が排除されても元には戻らない。	在来種に病気が伝染し、少なくとも一つの在来種が地域的に絶滅する。外来種が排除されれば在来種は回復する。	在来種に病気が伝染し、少なくとも一つの在来種の個体数が減少するが、絶滅はおこらない。この病気は死亡率を含めて在来種に深刻な影響を及ぼしており、在来個体と外来個体の両方で発見されています。	在来種への病気の伝染は個体数の減少を引き起こさないが、個体の能力を低下させる。	外来種が在来種に伝染する病気のキャリアではあるが、在来種からは病気が検出されない。